

入札説明書

案件名

入力データ作成業務委託
(令和8年7月～令和9年3月)

相模原市 市長公室 DX推進課

(令和8年5月21日公告)

「入力データ作成業務委託（令和8年7月～令和9年3月）」に係る入札執行の公示に基づく条件付一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 契約件名

入力データ作成業務委託（令和8年7月～令和9年3月）

(2) 業務内容

本業務は、相模原市役所における入力データ作成業務を行うものである。

詳細は、別紙「入力データ作成業務委託（令和8年7月～令和9年3月）仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

その他、発注者の指定する場所

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

(3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。

(5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。

(6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

(7) 入札日前日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録されていること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。

- (9) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (10) 公告日から過去2か年間に市又は国若しくは地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことがあること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 市役所第1別館1階
相模原市市長公室DX推進課

電話 042-769-8212 (直通)

FAX 042-769-7035

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書 (別紙)

イ 同種業務実績調書 (別紙)

※ 過去2か年間に市又は国若しくは地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことがわかる契約書の写し等を添付すること

(2) 提出方法及び提出期限

郵便での提出とする。封筒に「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きし、「4 入札参加の手続に関する事項」(1)の提出書類を、必ず「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて令和8年5月28日(木)(必着)までに提出すること。郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること(日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に郵送にて提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、FAXにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

(7) 入札参加資格が有となった入札参加者に「帳票用紙サンプル」および「データレイアウト一覧表」を郵送にて送付する。

5 入札・開札の日時に関する事項

本入札は、次のとおり郵便入札で実施する。入札・開札の日時は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。

- (1) 入札書は、必ず「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて、入札書受付期間内に提出すること。
提出期限は令和8年6月22日(月)必着とする。

- (2) 別紙の入札書を使用し、「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札日を記入すること
- (3) 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書し、送付すること。
- (4) 郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。
- (5) 郵送先は、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」とする。
- (6) 郵送以外の方法による入札は認めない。
- (7) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書をFAXにて送付する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (8) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について（郵便入札）」のとおりとする。

6 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「入札参加資格喪失届（様式1）」を使用して入札参加資格喪失届を作成し、提出すること。

7 入札説明書（仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（仕様書等）は相模原市ホームページ「入札等新着情報」からダウンロード可。
- (2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。
- (3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

 - ※ 質問は、「質問回答書」により作成し、FAXにより提出すること。
 - ※ 回答は、全ての入札参加者にFAXにより送付する。
- (4) 質問は、上記（3）の方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

8 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

9 入札金額の記載に関する事項

- (1) 入札金額に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるとき

は、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額をもって契約金額とする。

- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (3) 入札金額の算定根拠となった入札内訳書を作成し、入札時に添付すること。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) 次に掲げる不備があった紙媒体の入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 案件名の記載がないもの
 - オ 「5 入札・開札の日時に関する事項」(1)の期限までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ 「5 入札・開札の日時に関する事項」(1)で記した郵便で送付していないもの
 - ク 「5 入札・開札の日時に関する事項」(3)で記した二重封筒にしていないもの
 - ケ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの

11 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日(閉庁日を除く。)以内に再入札通知書を発行する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書はFAXにより通知する。

12 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

履行保証保険契約を締結する場合は、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期(以下「保険期間の終期」という。)が契約期間の最終日に至らないものであるときは、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しな

ればならない。なお、その場合においても保険金額は、契約金額の100分の10以上とし、寄託できない場合は契約を解除する。また、新たな履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合においても、当該履行保証保険契約の保険期間の終期が契約期間の最終日に至らないものであるときは、同様とする。

1.3 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取り消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.4 契約金の支払方法に関する事項

契約書に従って、請求に基づき支払う。

1.5 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、民間企業等において在宅勤務等が行われている状況を踏まえ、入札者の立会いは要しない。

1.6 相模原市公契約条例に関する事項

本件は、相模原市公契約条例（平成23年相模原市条例第29条）第6条第2号に規定する対象業務委託契約等に該当し、本件の落札者と締結する契約においては、同条例第8条各号に掲げる事項を定める。

1.7 異議の申立て

公告、入札案件概要書及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

1.8 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) 談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月

1日施行)によるものとする。

(4) この公告に規定のない事項については、契約規則によるものとする。

相模原市 市長公室 DX推進課

電 話 042-769-8212

FAX 042-769-7035